



広報

さるま

53/10

第253号

発行 佐呂間町役場

印刷 井谷印刷株式会社



交通事故死ゼロ500日達成なる

次に700日目標に向かって進行中

達成日 54年4月6日

目標達成に皆さんの御協力を

全町民の願いでありました、交通事故死ゼロ五〇〇日が九月十八日に達成されました。

過去において町内の交通事故死ゼロは四七二日が最高で、それを破る好記録の達成であります。この達成につきましては、各関係機関を始め住民一人ひとりが総力を結集して事故死の根絶を図るため全力を挙げて交通安全に取り組んだことが好結果として達成されたものと思います。

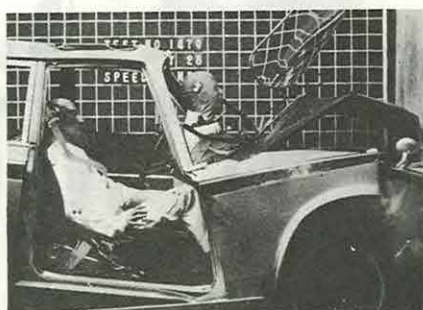


しかし事故死には至っておりませんが、町内の交通事故は最近増加の傾向にあります。

これから農作物の出荷や各種建設工事の追込み時期を迎えますので、運転者も歩行者も一人ひとりが交通のルールを正しく守り、交通事故のない明るい街づくりに取り組みましょう。これからは交通事故死ゼロが七〇〇日更に一〇〇〇日と続くように皆様の御協力をお願いいたします。

す。
尚次の交通事故死ゼロ目標を七〇〇日と設定致しました。

シートベルトを着用しよう



・不幸にして事故にあった時はダッシュボードやフロントガラスに激突したり、ショックにより車外に投げ出されることがない、また、横転や転落のときでも車内どころがったり、ドアが開いても車外に放り出されることがなくなります。

シートベルトの着用方法

・腰ベルトを引き出して、腰骨部をささえるようにピッタリと締める。

・肩ベルトは、首にかからない角度にして、胸との間にはぎりこぶし一つ入るくらいの余裕をもたせる。

・バックルは、腰骨の位置に固定させ、ベルトはねじれた状態で使用しないこと。

交通安全啓発教材

各戸に配付

道路交通法一部改正

道路交通法の一部が改正され、十二月一日より施行されることになりました。

これら一連の改正内容をわかりやすく小冊子にした『図解一部改

正の要点』を交通安全啓発の教材用として町交通安全対策本部で購入し各家庭に配布致しました。参考にし交通安全に役立ててください。

達成日は昭和五十四年四月六日です。

町議会より

一般会計補正予算

団体営土地改良事業負担金

四千六百八十万円など追加

教育委員の再任

共立 山口 義夫氏

第七回臨時町議会が九月八日の一日間、第三回定例町議会が九月二十八日、二十九日の二日間、開会され、次のことが議決されました。

臨時町議会(第七回)

▼補正予算

◎一般会計補正予算(第八号)

八百二十五万八千円が追加され予算の総額が三十七億三千三百八十五万六千円になりました。

・主なる補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・地方交付税

一九八万円

・雑入

六二八万円

(才出)

・若佐診療所業務委託料

七八六万円

▼専決処分

◎一般会計補正予算(第七号)

百十五万円が追加され、予算の総額が三十七億二千五百五十九万八千円になりました。

・主なる補正額

(才入)

・地方交付税

一一五万円

(才出)

・第一回町民大運動会実行委員会補助金

一一五万円

◎工事請負契約の締結について

佐呂間町漁村環境改善総合センター新築工事の請負契約を次のとおり締結する。

・契約の金額

九千八〇万円

・契約の相手

岸、牧村共同企業体(代表 株式会社岸組)

・工期 自五十二年八月二十九日

定例町議会(第三回)

至五十四年三月二十日

▼補正予算

◎一般会計補正予算(第九号)

一億四千四百六十四万五千円が追加され、予算の総額が三十八億七千八百五十万一千円になりました。

・主なる補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・町税

一千一六〇万円

・地方交付税

四八六万円

・国庫支出金

一千八六三万円

・道支出金

一千六四八万円

・繰入金

八二六万円

・繰越金

一千九九一万円

・雑入

四六一万円

・町債

五千八四〇万円

(才出)

・てん菜酪農地域対策事業費補助金

八三三万円

・団体営土地改良事業負担金

四千六八〇万円

・漁港修築改修事業負担金

一千五八二万円

・佐呂間駅前道路拡拓改良舗装工事

五五〇万円

・新旭町道路太知橋架替工事負担金

四八七万円

・栃木小学校外補修工事

六四〇万円

・イワシユケコマナイ川・六号の沢川災害復旧工事
二千一六八万円

◎簡易水道特別会計補正予算(第三号)

六百七十八万三千円が追加され予算の総額が六千八百七十八万四千円になりました。

・主なる補正額

(才入)

・一般会計繰入金

八二六万円

・諸収入

▲二四〇万円

(才出)

・佐呂間簡易水道事業変更認可調査設計委託料

七七〇万円

▼教育委員の任命

十月十三日を以て任期満了となる教育委員、山口義夫氏の再任について議会の同意を得ました。

▼褒賞諮問委員の委嘱

褒賞諮問委員として次の方々の委嘱について議会の同意を得ました。

朝日 福田 幸教氏
啓生 渡部 繁氏
富武 船木 長蔵氏
中園 門崎 友一氏

町政日誌

9月	第一回町民大運動会
3日	第二回農業委員会
4日	へき地教員宿舎、消防車庫工事入札
5日	第十一回寿大学入級判別委員会
6日	ユースホステル新築工事入札
7日	秋季消防演習
10日	営林署との行政懇談会
10日	畜産経営改善資金会計検査
13日	特殊教育会議
15日	北海道知事との行政懇談会
15日	第12回寿大学
18日	農業委員会作況調査
18日	佐呂間町校下敬老会
18日	総務財政委員会
18日	秋の交通安全運動
19日	テント検閲実施
19日	議会広報調査特別委員会
21日	社会文教委員会
21日	第12回総合文化祭
25日	佐呂間神社秋季例大祭
26日	若佐営農用水期成会役員会
27日	林構事業状況調査
27日	議会運営特別委員会
28日	第三回定例町議会

健康ガイド

こわい

インフルエンザ

インフルエンザは、カゼのこわい親玉です。

インフルエンザは、インフルエンザ・ウィルスというウィルスでおこされます。



このウィルスは六種類あり、いずれも伝染性が強く、また症状も強いので、この流行時には死亡もあるくらいです。

『インフルエンザとふつうのカゼ』
ふつうのカゼの重いものとインフルエンザの差は、専門家がみてもむずかしいといわれます。
厳密に検査しなければ判断できません。

しかし次のような症状が重なれば、一応インフルエンザと疑って医師にかかりましょう。

- ① 鼻やのどから出血がある
- ② せきがすごい
- ③ だるさがはげしい

保健予防業務のお知らせ

【一般健康相談】

毎週土曜日 9:30~12:00 町民センター保健室
11月6日 10:00~12:15 若佐公民館

【幼児健康相談】

10月19日 13:00~15:00 浜佐呂間公民館
11月2日 13:00~15:00 若佐公民館
11月9日 10:00~15:00 福祉会館

【妊婦健康相談】

11月1日 10:00~15:00 福祉会館

【股関節脱臼検診】

10月24日 13:30~15:00 佐呂間厚生病院
〃 〃 佐呂間医院

【予防接種】

ポリオ (第2回)

10月25日 13:30~14:00 佐呂間厚生病院
10月26日 〃 〃 〃
10月27日 〃 〃 佐呂間医院

インフルエンザ 11月より

【畜犬登録及狂犬病予防注射】

場所・日程については後日回らん致します
10月18日より

【フッ化物塗布】

11月6日 10:00~11:00 浜佐呂間公民館和室
〃 13:30~14:00 若佐公民館講堂
11月7.8日 10:00~15:00 町民センター身障者研修室

- ④ 頭、腰、節ぶしの痛みがひどい
 - ⑤ 高熱が三日〜四日続く
- 『インフルエンザを防ぐには!!』
インフルエンザのウィルスはわかっていいますので、したがって予防接種もできるわけです。
- インフルエンザから身を守るためには、予防接種をして備えるよりほかありません。
- ① 予防接種の方法
一週間おきに二回、皮下注射します。
一回では効力はありません。
 - ② 有効期間
接種のきき目は、接種後二〜三週間後にあらわれ、三〜六ヶ月間くらい持続します。

- ③ 注意しなければならないこと
(1) 接種してはいけない人
熱のある人、食物アレルギーのある人(とくにたまご)、内臓に異常のある人、病みあがりの人、カゼにかかりはじめの人、妊産婦
- (2) 接種のあと
その日は、活動的なことや飲酒、入浴はさけること。
- ④ 予防接種をうけるには
学校や町で、費用を負担して実施する機会をのがさないようにしましょう。



今月の納税は

町道民税(三期)・国民年金(二期) 固定資産税(三期)です

今月も忘れずに納税してください==10月25日==

年金が裁定

されるまで

年金の裁定請求をしてから請求者の手許に、裁定通知書と年金証書が届くまでは、次のような手順を経ることになっております。

国民年金の老齢給付の裁定請求書が市区町村役場を経由して社会保険事務所に提出されますと、社会保険事務所では、その記載内容に誤りがないか、記入もれや添付書類にもれがないかを点検します。

点検補正が終了すると、裁定請求書は「社会保険庁業務課」に送付されます。

裁定は社会保険庁業務課で行います。

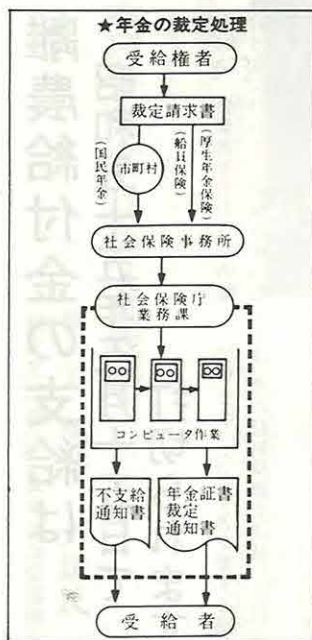
業務課では、被保険者の記録の

確認、年金の受取場所の確認を行います。

年金額の計算はコンピュータによって行っており、裁定通知書と年金証書をコンピュータによって作成します。

このような処理を終えて裁定通知書と年金証書が手許に届くのは、市町村の窓口へいかれてからおよそ三ヶ月後ぐらいになります。

これから年金の裁定請求をなさる方は、このような事務処理をご理解いただき、裁定請求書の各欄の記載には必要事項を詳細に、正確に、はつきり記入して提出するようにご協力をお願いします。



あなたは

年金制度に 加入していますか

年金制度には、サラリーマンを対象とした厚生年金や各種共済年金などがあるほか、農業、漁業、商業など自営業者を対象とした国民年金制度があり、国民はいずれかの年金制度に加入することが義務づけられております。

あなたは、年金制度に加入していますか。二十歳から六十歳までの方で、加入していない場合は、国民年金に加入しなければなりません。

国民年金は年をとったとき、病気やケガで働けなくなったとき、ご主人をなくし母子家庭となったとき、両親が亡くなり遺児になったというようなときに、一定の年金を支給する制度です。

加入対象者は、二十歳以上六十歳未満までの人で、農業や漁業に従事している人、商店主など自営業に従事している人は必ず加入しなければなりません。また、サラリーマンの奥さんや、他の年金制度の年金受給者とその奥さんは希望により加入することができます。

保険料は、一カ月二、七三〇円

で、老齢年金を受ける資格を得るには、二五年以上の期間が必要で

す。

年金額は、消費者物価の変動に応じて自動的に改定されることになっておりますので、将来、年金額の価値が減価して、生活に役立たないというような心配はありません。

将来の生活設計には、まず、国民年金への加入を加え、安心と安全のよりどころとしてください。

加入の申込みは、市区役所、町村役場の国民年金担当係で簡単に手続きができます。

旧軍人等の恩給改正について

恩給法等の一部改正により旧軍人並びにその遺族に対し一時金の支給が五三、一〇、一より開始されます。該当すると思われる方は役場社会係に御相談下さい。

◎一回の実在職年は三年未満であるが、二回以上の実在職年を合算すると三年以上になる者（その者の遺族）であること。

年金を受けられない人に最後のチャンス

今なら納められる昔の保険料

- 対象となる人
- ・当然加入しなければならないのに加入していない人
 - ・加入しているが、過去の保険料を滞納している人
- 特例納付保険料 1か月につき 4,000円
- 取扱期間 昭和53年7月1日～昭和55年6月30日
- 特例納付をして年金の受給権を確保しましょう。

離農給付金の支給は

昭和五十五年五月十五日で

打切られます

今回は、農業者年金のうちの離農給付金について、お知らせいたします。

ています。ただし急を要する場合、その経営移譲を決意した日(農

地法第三条の許可申請日)とされ
ています。
なお、支給の要件および離農給
付金の額は別表の通りです。
(農業委員会)

離農給付金は、農業者年金事業の補完措置として、年金制度が発足した当時五十五歳以上であるため加入できない者等の離農を援助促進し、離農者が手放した農地等を他の経営の規模拡大に役立てることを目的として、農業者年金基金が離農者に一時金を支給するものです。

この支給に必要な費用については、全額国庫負担によつてまかなわれるものです。

この離農給付金は、農業者年金発足当初の補完措置として設けられたものであるため、その存続期間が十年(昭和四十六年一月一日から五十五年五月十五日まで)と定められておりますので、ご留意下さい。

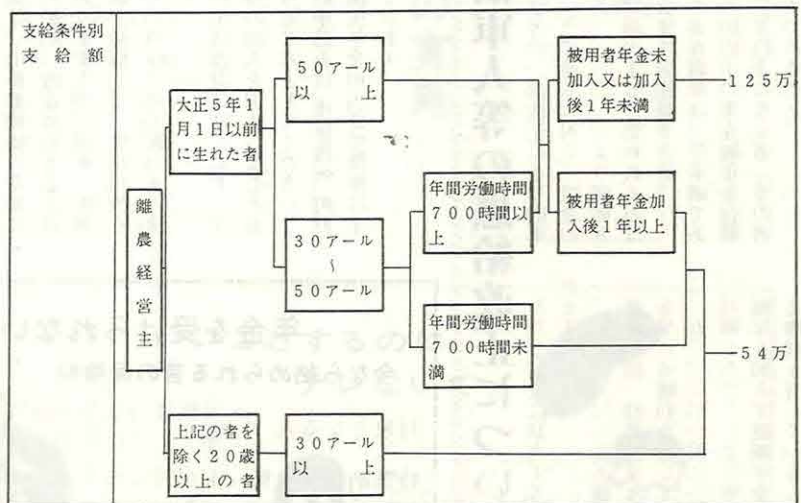
離農給付金の支給を受けるための手続は、まず、経営移譲が終了すると予定される日(離農予定日)のおおむね一年前の日に、離農計画書を農業委員会を通じ、農業者年金基金に提出することになつ

支給の要件

申請資格者	次のすべての要件を満たした農業経営主 ① 20歳以上の農業経営主であること。 ② 引き続き5年以上農業を行うか農業に従事していること。 但し、次の者は除かれる。 1) 開拓者離農補助金を受けたことがある農業経営主(類似制度の再度不支給) 2) 離農給付金の支給を受けたことがある農業経営主(再度不支給) 3) 世帯員に離農給付金を受けたことがある者がいる農業経営主(世帯内再度不支給) 4) 農業者年金の被保険者であった者でその被保険者期間が3年以上あるか又は脱退一時金を受けたことがある農業経営主 5) 経営移譲年金の受給権者
支給要件	次のすべての要件に該当する経営移譲を行った場合 ① 第三者移譲であること。 ② 基準日に 自作地 — 市街化区域内にある自作地 ≥ 30アール であること。

(注) 経営移譲の相手方たる適格な第三者、(広報第 252号を参照のこと)農地の適格な処分の方法等経営移譲の要件は、経営移譲年金の経営移譲の要件と同じで、それに合致する適格な経営移譲で、さらに上記の要件に該当することが必要である。

離農給付金の額 (52年7月から53年6月まで適用のもの)



(注一)

「被用者年金加入後一年未満」というのは、たとえば、これまで毎年農閑期に出稼きに出て、通算すると二年あるいは三年の厚生年金加入期間があつても、そのことにはかわりなく、最後に被用者年金に加入したときから一年たつていなければよい。

(注二)

この金額は、五三年度のスライド実施時期の繰上げの法律改正に準じ、昭和五三年七月一日以後に離農した者について、一二五万円→二三万円、五四万円→五七万円に引き上げられることとなつてゐる。



若佐敬老会



知来敬老会



仁倉敬老会



浜佐呂間敬老会



幌岩敬老会

町内の懸案事項を要望

知事との行政懇談会



○ 漁業関係では、四十九年流水により生産に甚大な被害をうけ、その後も被害におびやかされているが、この流水の対策が遅々として進んでいないので特段の配慮を要望

○ 林業関係では、円高による外材の下落傾向により、市場での木材価格は値下りしており、札幌市場に依存している山元工場では大きな影響を受けているので原木価格の引下げと外材の輸入の規制についての配慮を要望

北海道知事が九月十三日来町され、町民センターにおいて知事との行政懇談会が催されました。

これは、広く道政に対する要望等を直かに聞こうと開かれたもので町内各層より二百十余名が参加され、町長の歓迎の挨拶に引き続きそれぞれ関係者より懸案事項について要望がなされました。

○ 農業関係では、土地改良事業の促進化、道開発予算における中小路農業に対する資金の配慮、各補助事業間の補助率の差の是正、米の全量買上などについて要望

年に亘ることが予想されるが、現佐中三年生は、今年の佐中学校舎改築と併せ三年間に亘り、校舎改築に遭遇するなどの問題もあり、是非五十四年度の単年度工事として改築を強く要望

○ イソヌカガ対策関係では、以前三年間に亘り実態調査を行っているが、発生時の五月～九月の間は仕事ができない位である。これが対策として薬剤散布、埋立があるが、町単独では困難であり、国、道における対処を要望

道知事は、これら要望に対してそれぞれ問題解決に努力、または改善を表わすと共に次のような挨拶(要旨)がありました。

「道では、今年の五月に道発展計画(昭和五十三年度～昭和六十二年度十カ年計画)を樹立したところであるが、現在、更に二十一世紀の北海道のビジョン作りを進めており、今年中にまとめて道民の前に展開したい。

開道百十年の年にあたり、私はこの年を先輩の苦勞をしのびながら、これから我々はより以上の苦勞と努力をして、立派な郷土を作り、新しい世代にこれを申し送るための努力の年にしたい。」

知事はこの外多発している本道

の交通事故問題にも触られ、交通安全について皆んなの協力をよびかけられました。

また、知事はこの懇談に先だち、

特別養設老人ホームを訪問され、老人の方々に慰問、激励されました。



ホタテ貝養殖を視察

在日外国公館職員来町



一行は、ホタテ養殖について船本組合長さん達から説明を受けた後、お茶がわりの貝柱をほ、ばりながら「自然貝と養殖貝の成長期間の違いは「また」どちらが味が良いか」「品種改良を進めているか」「病害などの発生はないか」など熱心な質問を予定時間一ぱいされていきました。

最後に、町長からこの美味しいホタテ貝柱を各国が進んで輸入して下さいと結んで短時間ではありましたがホタテの認識を深められて、次の目的地である網走市に向われました。

訪れました。

屠畜業務の向上に貢献 道社会貢献賞を受賞

若佐 山前 一二氏

賞を受けられました。

山前さんは、昭和三十二年に佐呂間町屠畜場に勤務して以来現在まで多年に亘り、屠畜業務に従事されております。

この間献身的な努力をもって職務に精励され、これが業務の向上に貢献されました。

今般は、このような業績が認められ表彰されたものです。



このたび、山前一二さんが屠畜優良従業員として北海道社会貢献

全道高令者健康コンクールに入賞

山本 彦平氏（八十一才）

日に開かれた全道老人福祉大会において表彰されました。

山本さんは、長年に亘り郵政業務に従事され、退職後は特技の園芸技術を生かし、自分の庭や、地域の環境美化に努められています。今後も健康には充分留意され、元氣にお過ごし下さるよう祈念致します。



交通安全功労者表彰

梶 岩 亀井 芳雄氏

網走支庁地区交通安全推進協議会

診療を始めました

若佐 診療所

地域住民の要望が、待ち望んでいた若佐診療所が九月十八日に診療を開始致しました。

若佐地区は、以前、若佐厚生診療所がその役目を果たしていましたが、昭和四十五年にお医者さんの確保が困難となり、止むなく休所致しておりましたが近年地域住民から身近な医療機関として診療所の開所について強い要望がありました。町においても、これに応え昨年度旧診療所跡に新しく診療



町営バス新車購入

若里線にお目見え

図り大いにその目的を果しております。

若里線を走っておりますバスは満八年間住民に利用されておりましたが、耐用年数もかなり経過しておりますので、今年新しいバスを購入計画に発注しておりました処先月納車になりました。

早速九月二十日より運行致しております。定員八十三人乗りで、前乗り、前降りバスです。

古いバスは、福祉バスとして利用致します。



所施設（診療所二〇〇平方米、医師住宅三〇四平方米）を設置して、本年四月より診療開始を計画しておりましたが予定していた医師確保がままならず遅延致しております。

しかし、今般札幌市より鈴木達康先生を迎えることができ、開所の運びとなりました。

この診療所は、事務室、薬局、診察室、処置室、レントゲン室、病室等が備えられており、地域医療の確保のため大きな役割を持っています。

私たち住民の医療機関として大いにご利用下さい。

サークル

佐青協事務局

朝日青年団は、全員が農業後継者ばかりで残念なことに女性が一人もいないのが悩みのたねです。（現在女性会員募集中）そのせいか、集会等の集合時間はなかなか守れません。

しかし、年令差があつて話題にすることができません。

行事としては、年一回夏はキャンプ、農閑期には旅行を行っています。

また、青年団の体育祭では、毎年好成績を修めています。

犬の登録料が

改正されました

昭和二十三年より犬の登録料等について改正が据置かれておりましたが、このたび狂犬病予防法及び地方公共団体手数料令の改正に伴い北海道規則が次のとおり改正されましたのでお知らせします。これらは十月一日から施行されることとなります。

手数料区分	改正前	改正後
犬の登録料	300円	2,000円
犬鑑札再交付手数料	250円	500円
狂犬病予防注射済票交付手数料	150円	300円
狂犬病予防注射済票再交付手数料	100円	150円

犬の放し飼い禁止及び野犬の撲滅に
対する協力願いについて

当町においても各地で、犬による咬傷事故等が多発しております。これらのほとんどは犬の放し飼い等無責任な犬の飼い方から生じているのが現状です。

これからの事故を未然に防ぐため町では年中、野犬掃討をはじめ畜犬の取り締りを行っているところですが、町民の皆さんに対しても次の事について御協力下さるようお願いいたします。

一、犬はくさりでつなぐか、オリの中に入れて飼い、世話のできない犬は飼わないで、生れたば

かりの犬は小さいうちに処分する。

二、子供の意志で犬を飼う場合、親が責任をもって飼わせて下さい。

三、犬を捨てるなど非常識な行為はしないで下さい。

四、放れている犬がいいたら飼い主に教えてあげ、お互いに注意し合いましょう。

五、野犬撲滅の協力願い

野犬等を飼いならしするなどして上手に捕獲（つなぐ）していただき、役場に御連絡下され

実施日程

月 日	時 間	場 所
10月18日	9:30~10:00	栄 農 協 支 所
	11:10~11:30	栃 木 公 民 館
	13:30~14:30	役 場 若 佐 支 所
10月19日	9:30~10:00	知 来 農 協 支 所
	10:50~11:20	仁 倉 農 協 支 所
	13:00~14:00	浜佐呂間役場出張所
10月20日	9:30~ 9:50	若 里 農 協 支 所
	10:30~11:00	若 里 漁 業 支 所
	13:00~13:30	上 高 商 店 横
	14:20~14:50	富 武 士 農 協 支 所
10月21日	9:40~10:00	幌 岩 公 民 館
	10:30~10:50	戸 別 巡 回
	13:00~15:00	佐呂間農業共済組合

★野犬掃討期間

自 昭和五十三年十月一日

昭和五十四年三月三十一日

期間中放し飼いの犬は野犬とみなします

ば直ぐに取りに参ります。
この場合、次の報償金をその方
にお支払いたします。

成犬一匹につき二、〇〇〇円
仔犬一匹につき 三〇〇円

秋期狂犬病予防注射の実施

秋期の狂犬病予防注射とこれに伴せて未登録の畜犬登録が行なわれますので畜犬飼育者は所定の手続を済ませて下さい。

一、注射料 九〇〇円
（定期外に受けると五〇〇円
が加算されます。）
二、登録料 二、〇〇〇円

いいことするのに
テレないで！

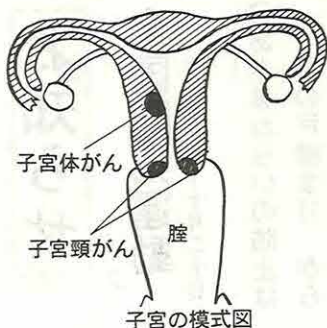


子宮がんをなくするために

検診予定は、十一月十八—二十一日

女性のがんの中で一番多いのが子宮がんです。子宮がんは女性である以上、だれでもかかる危険性をもっているわけですが、現在のところ、残念ながら発生を予防することは出来ません。しかし子宮がんは、かかる率が高いわりに、死ぬ率が低いのは、胃がんや肺がんに比べて、完全な治療が行なわれやすいからです。それも早くみつかる事が先決であって、どんな末期のがんでもなおる訳ではありません。いまのところ子宮がんにかかった人で完全になおるのは、半分以上はやや多いぐらいです。

※子宮頸がんは性生活の経験のある人に
まれに未婚女性にも発生します
が、ふつう性生活の経験ある既婚者に多く発生しています。早婚の



※どんなときに検診を受けるか
子宮がんに限らず、がん全体のやっかいな点は、初期のうちには全く症状や苦痛がないことです。どんな病気でも早くみつめて、早く治すと言うのが鉄則ですが、とりわけ、がんともなれば、それ以外に治す方法は今のところありません。そのために、皆さん一人一人が、がんに対する正しい知識をもち、健康だと思っても、定期的に検診を受け、早い時期にがんをみつかる事が重要です。

※子宮がん検診の申込み

ただいま、各町内回覧によって子宮がん検診の申込みを受け付けています。おつくうがったり、恥ずかしがったりしないで、必ず受診下さるようお知らせします。

婦人科がん「子宮がん」

検診要領

- 一、検診医療機関
北海道対がん協会検診センター
- 二、検診対象者
町内在住で三十才以上の婦人
- 三、検診料
基本料金 二、八〇〇円
内受診者負担額 一、〇〇〇円
町費 負担額 一、二〇〇円
道費 負担額 六〇〇円
- ※七十才以上及び生活保護者は
- 四、検診方法
無料です。
診察、細胞診、コルポ診
- 五、精密検診
異常者のみ組織片を採取し、北大、医大で検査します。
※要精密検診者は、前の料金の外、五〇〇円がかかります。
- 六、事後指導
町保健婦と対がん協会検診セン

妊産婦を大切に

“愛の結晶は”

惜しみなく鉄を奮う



妊婦の貧血は、妊娠中毒症やその他の病気にかかりやすく、胎児の発育を悪くしたり、未熟児や障害児出産の原因になることもあります。

ます。妊娠したら貧血にならないように十分注意しましょう。さて、血液の成分である赤血球は酸素の運び役ですが、もし、これがストップしたらどうなるでしょう。たとえば脳は酸欠を起こし六秒間でめまいを起こし三分間で脳死です。赤血球は、このように生命維持に不可欠ですが、この主成分のヘモグロビン（色素）が少ないと、いくら肺から血

ターと密接な連絡を取り、事後指導に当たります。

七、実施予定日
十一月十八日—二十一日
(四日間)

八、申込み期限
十月三十一日 (期限厳守)

九、申込み上の注意
事業所単位で申込みの方は、この申込みをしないで下さい。

十、申込書提出先
申込書は衛生部長（佐久間市街は衛生班長）を経由して役場保健衛生係あて提出して下さい。

液に酸素が送り出されても、体内の組織に十分な酸素を届けることができなくなります。だからヘモグロビンを作る鉄分の摂取が大切になるのです。

胎児は胎盤を通して母体の血液から、母体がどうなっているとおかまいなく、鉄分を奮い、誕生までに二百ミリグラムを超える量を吸収します。胎児が奮う分だけでこれだけあるのですから、母体が貧血で鉄分の補給が十分行われていないと、最も大切な出産時に力が出せなくなり、時間が長びいたり、異常出産などで胎児への悪影響が生じやすくなります。鉄分の摂取には十分心をくばりましょう。

お知らせ

全国防犯運動

十月十一日～十月二十日

◎あき果ねらいの防止は

“心の戸締まり”から

昨年、全国で約十五万四千六百件、年間九十七億円も被害にあっています。

あき果ねらいで目だっているのは、その約半分の四七・六％が玄関から入っていることです。

次いで、窓二四・九％、勝手口一二・八％、縁側一〇％……。

ドロボウが玄関からどうやって入ったかをみると、被害にあった家の三五・九％が玄関のカギを忘れていているのです。

次に多いのは、ガラス破り、錠あけ、錠破りなど戸締まり設備の弱点をつかれたものです。

—あき果ねらい防止五力条—

一、出入口や窓には、じょうぶなカギをつける。

二、ちよつとの留守でも戸締まりをする。

三、お隣にひと声かけて出かけよう。

四、留守をあき果ねらいにさせられないように、日暮れまでには干

し物を入れておく。牛乳、新聞などは、何日分もためておかない。五、カギを牛乳箱や郵便箱に入れておかない。

◎カギかける手間を

惜しむな 一・二秒

—自転車盗難防止四力条—

一、自転車には、前輪にも後輪にもカギをかける。

二、路上に放置するのはやめよう。

三、自転車には、住所・名前を記入する。

四、近くの自転車店で「防犯登録」をする。

あなたの大切な財産を守るために以上のことに注意しましょう。

◎みんなで追放しよう

恐ろしい

シンナー遊び

シンナーや接着剤をみだりに吸入すると、意識障害を起こし、幻覚を生じ、大胆で粗暴な行動をとり恐ろしい犯罪を犯かす結果となります。

また大量に吸入することにより死亡することがあります。



◎昭和五十三年度

暴力追放運動

「標語」募集!!

最近増えている暴力や覚せい剤を追放するとともに、少年の非行防止をすすめ、明るく住みよい社会とするための標語を募集しています。

一、応募資格 道内居住者

二、応募方法

・一人何点でも結構ですが、官製ハガキ一枚につき一点とします。
・本人の作品で未発表のものに限ります。尚、版權は主催者に属することとします。

・応募者はハガキに住所、氏名ふりがな、年令、職業（学生の場合）は学校名、学年、郵便番号、電話番号を明記して下さい。

三、募集期間

十月一日～十一月三十日

四、送付先

〒〇六〇

札幌市中央区北二西五

日赤会館内

北海道暴力追放運動推進協議会

☎(〇一一)二六一一九六三五

五、賞

・最優秀 一点 賞金 二万円

・優秀 二点 賞金各一万円

・佳作 十點 記念品

六、入選発表

入賞者には直接本人に通知し、

年末・年始の暴力追放運動強調月間中の主要新聞紙上で発表します。

◎「いいこと」するのに、

「テレないで。」

十月一日から共同募金

お宅ではもう共同募金は、お済みになりましたか。

ことしもこの運動が、全国的に行なわれています。

お互いが、少しでもしあわせになれるよう、あたたかい善意を持ちましょう。



◎第三回 町民

バトミントン大会

町民の皆さんバトミントン大会に参加し、スポーツの秋を楽しみましょう。

役場執務時間変更

十一月一日から三月三十一日まで朝九時から執務となります。



・夜に入りて外の淋しき村祭

昌勝

十月例題「秋祭」「秋桜」

・コスモスのうす色ばかり見る日かな 黄枝

十一月例題「新米」「霜」

どっしりとした山すそにひろがる
牧草地など、大らかに表現してい
ます。



一年 山本 真弘

画面いっぱいのにのびのびと表現し
ています。



一年 山田 良成

けわしいまでに、鋭い欧陽通の書
法を忠実に臨書しようという態度
がよい。

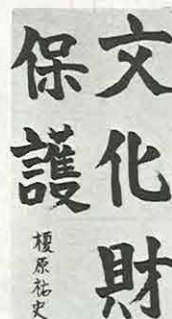
一年 武田 知子

要所に力強い筆勢が伺え、魅力的
な作品です。

二年 榎原 祐史



武田 知子臨

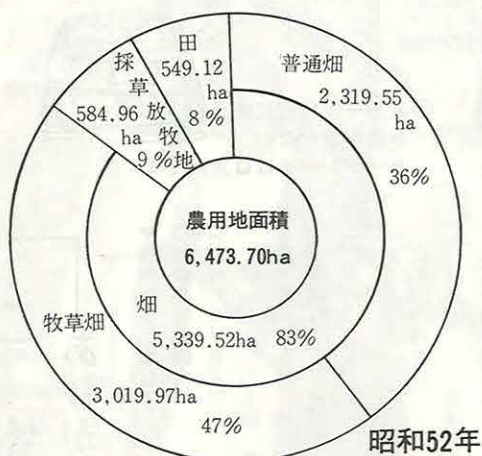


榎原 祐史

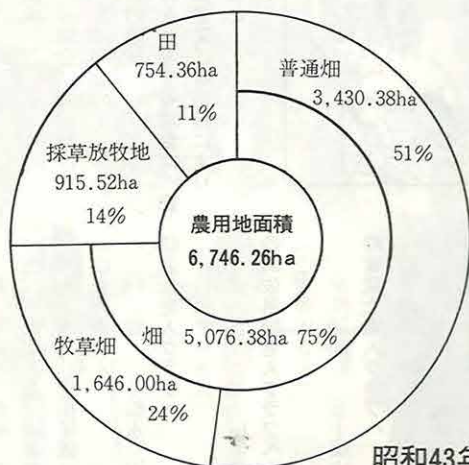
今月は若佐中学校のおともたちの作品を紹介します

ぼくとわたくしの作品

経営土地利用別面積 (農業基本調査)



昭和52年



昭和43年

今月は経営土地利用面積を紹介します。

まちの数字

団体戦
 中学の部 一位 遠軽町、二位 佐呂間町、三位 留辺蘂町
 一般の部 一位 美幌町、二位 佐呂間町、三位 遠軽町
個人戦 (関係分)
 一般の部 二位 橋本 英夫
 三位 滝田 進

網走管内四カ町親睦柔道大会が九月二十四日町体育館で行なわれ佐呂間の秋祭に花を添えました。この柔道大会は、毎年四カ町が持廻りで実施されているもので、今年は佐呂間柔道協会が主催して開催されたものです。大会には、各町より中学生、一般を合せて七十余名が出場、熱戦が繰ひろげました。成績は、次のとおりでした。



惜しくも第二位
親睦柔道大会

秋の全道火災予防運動

十月十五日から十月三十一日まで

遠軽地区消防組合佐呂間支署

暖房を使用する季節を迎え各家庭では、火気を使用する機会が多くなっています。町民一人一人が火気の取扱いに注意し、火災を未然に防止しましょう

◎暖房器具の取付け使用

1、暖房器具は取付け前に十分点検し、修理やオーバーホールを要するものについては、販売店等に連絡し専門の知識を有する者に依頼しましょう。

2、暖房器具の取付けに当たっては、可燃物との距離を十分に保つとともに必要に応じて遮熱板等の活用を図りましょう。

3、煙突、煙道は、針金等で固定し、可燃性の壁、天井等を貫通するものにあつては、目鏡石又は遮熱材料で有効に被覆しましょう。

◎家庭の防火

1、外出前、就寝前には、火の元の点検を行い暖房器具の消火をしましょう。

2、ストーブの近くには、洗濯物等の可燃物を置かないようにしましょう。

3、寝たばこは絶対にしないようにし、またさせないようにしましょう。

4、自分が使う火は、消すまで責任を持ち、その都度安全を確認しましょう。

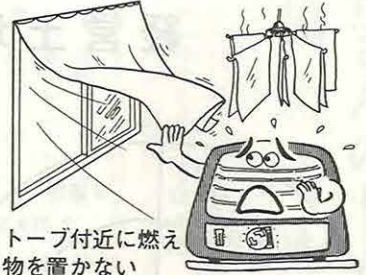
5、幼児、老人、病人その他身体不自由者だけを残しての外出は

極力さけましょう。
6、一日一回は、防火について反省しましょう。

◎屋外での防火

たき火をする場合は強風時はさけることともに、水バケツ等の備えと監視の励行

◎ゴミ焼等を実施する場合は、必ず消防に文書又は電話等により連絡すること



◎ストーブ付近に燃える物を置かない
カーテンのそばは危険です



ご寄付
ありがとうございました

▼香典返しを廃して

◎社会福祉協議会へ

(亡母ヒサノさん)

武士 上田 忠雄さん

(亡夫光治さん)

宮前町 井谷サダ子さん

(亡妻糸江さん)

浜佐呂間 五十嵐広吉さん

(亡夫由多賀さん)

富武士 安藤 ヨシさん

(亡父与右エ門さん)

共立 長瀬 義照さん

(亡三男憲爾さん・同妻恵子さん)

大成 柏尾儀三郎さん

(亡夫秀雄さん)

幌岩 松永 安子さん

(亡母ヒサノさん)

◎武士老人クラブへ

武士 上田 忠雄さん

(亡妻糸江さん)

◎浜佐呂間老人クラブへ

五十嵐広吉さん

(亡夫由多賀さん)

◎富武士老人クラブへ

安藤 ヨシさん

(亡夫秀雄さん)

◎幌岩自治会へ

松永 安子さん

◎栄小学校へ

◎栄保育所へ

◎共立第三農事組合へ

◎共立第三婦人部へ

(亡父与右エ門さん)

共立 長瀬 義照さん

◎全快祝を廃して

◎社会福祉協議会へ

西 富 松尾 正良さん

宮前町 三浦 万蔵さん

◎富武士老人クラブへ

◎富武士小学校へ

富武士 井根口 忠さん

◎その他

◎社会福祉協議会へ

旭川市 宮林 繁さん

◎特別養護老人ホームへ

富武士 安藤 ヨシさん

知来 伊藤 正之さん

宮前町 本田 弘美さん

宮前町 工藤 葉子鋪

私たさのまち

世帯数 2,636

人口 9,247

男 4,504

女 4,743

9月30日現在